

事務連絡
平成26年4月25日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
保健事業担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設係長

平成26年度国民健康保険の保健事業の助成に係る留意事項等について

平成26年度における国民健康保険（以下「国保」という。）の保健事業の助成については、国民健康保険の保健事業に対する助成について（平成26年4月25日保国発0425第1号。以下、「課長通知」という。）により通知したところですが、交付申請に当たっては、下記事項も参照のうえ、申請手続を進めていただきますよう、貴管内保険者へ周知及び指導方よろしくお願ひします。

記

1. 申請書の作成に当たっての留意事項

別添1を参照し、申請書を記入すること。

※保健事業ごとの助成対象経費は、関係法令及び課長通知「9 助成対象経費に係る留意事項」を踏まえ、適切に策定すること。

《関係法令》

- ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）

2. 国保保健事業の助成通知に関する参考資料

- ①「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）」（平成26年3月31日保発0331第22号）

「特定健康診査等の実施計画作成の手引き」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info03g.html>

（厚生労働省HP）

- ② 国保ヘルスアップ事業評価事業報告書「保健事業の手順に沿った評価基準」
以下リンク先
「国保ヘルスアップ事業評価事業報告書」P. 89 参照
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhouken/hokenjigyuu/index.html (厚生労働省HP)
- ③ 「平成 26 年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱における糖尿病性腎症患者の重症化予防事業の取扱いについて」の別添「保険者による糖尿病性腎症患者の重症化予防事業 事業実施手順書」
- ④ 「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの今後の推進方策（市町村国保等）」
- ⑤ 「国保保健事業の効果的な実施推進支援事業～国保ヘルスサポート事業～」
- ⑥ 「国保ヘルスサポート事業の実施に関するガイドライン（骨子）」
- ⑦ 「保険者による糖尿病性腎症患者の重症化予防事業報告シート国保保険者」
※課長通知の（i）糖尿病性腎症重症化予防事業を実施した場合、実績報告後、国に報告を求める内容であること。

3. 国保ヘルスアップ事業および国保保健指導事業に関するQ&A 別添2参照

4. 国保保健事業の助成に関する問い合わせ

問い合わせは、各都道府県から当課あてに行うこととする。

保険者は、課長通知およびQ&Aを確認したうえで、問い合わせ事項を別添3様式に記載し、各都道府県へ連絡すること。

都道府県は、保険者からの問い合わせ事項について課長通知およびQ&Aに記載のある事項ではないことを確認し、取り纏めた上で以下の問い合わせ先へ電子メールにより行うこととする。

なお、問い合わせ内容を踏まえた上でQ&Aを更新し情報提供する場合もあることから、回答にはある程度の時間を要する場合があること。

〈問い合わせ先〉

厚生労働省保険局国民健康保険課 施設係

メールアドレス：kokuho@mhlw.go.jp

※件名に「（〇〇都道府県）国保保健事業の助成に関する問い合わせ」と記載すること。